

議案第 12 号

箱根町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根町立幼稚園の預かり保育の保育料の額の改定等を行うため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

## 箱根町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

箱根町立幼稚園預かり保育条例（平成 15 年箱根町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「につき日額 540 円」を「30 分につき 100 円」に改め、同条ただし書中「夏季休業中」の次に「の午前 8 時 30 分から午後 2 時までの間」を加える。

### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。